

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則(平成20年8月15日通知) (下線部分変更)

新	旧
<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>ホ 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国指標連動証券(外国で発行された金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。)に連動することを目的とするものをいう。)であるもの</u></p>	<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>(新設)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

以 上